

国際機関等に対する拠出等の状況について

<検査の状況の主な内容及び所見>

1 任意拠出金に係る資金の管理等の状況

国際機関等から会計報告を定期的に受領していなかったものが44件、繰越額を定期的に把握していなかったものが58件、余剰資金の有無等を確認していなかったものが43件見受けられた。そして、追加拠出に当たり、拠出額が必要な資金の規模を超えていないことなどについての確認が十分でなかったおそれがあると認められたものが123件、新型コロナウイルスの感染拡大等による事業等の進捗の遅れや計画の変更等に伴う資金需要の変化を捉えて、国際機関等に余剰資金が滞留しないよう適時適切に働きかけを行うことができる状況となっていなかったものが2件見受けられた。

また、事業等の終了予定時期から1年以上が経過しているのに残余金の発生状況を把握していなかったものが3件、要返納額が返納されるまで3年超を要したものが5件、返納の途中で事業等の終了時期からの期間が3年を超えていたものが8件見受けられた。

所見：・各府省庁等は、国際機関等から会計報告を定期的に受領するとともに、会計報告等により繰越額を定期的に把握した上で、余剰資金の有無等を国際機関等に問い合わせるなどして、拠出した資金の状況等を適時適切に把握すること。特に、国際機関等において追加の資金需要が生じた場合や、事業等に進捗の遅れや計画の変更等が生じているような場合には、余剰資金の有無等の確認を確実にし、国際機関等における資金需要の変化を捉えて、国際機関等に余剰資金が滞留しないよう適時適切に働きかけを行うことができるようにすること

・各府省庁等は、事業等の終了後、適時適切に残余金の発生状況を把握して、残余金が生じている場合には、国際機関等との間で協議を行い、要返納額の返納等の残余金の処理が速やかに行われるよう努めること

2 拠出金等に係る情報開示の状況

義務的拠出金10件及び任意拠出金48件に関する情報が拠出金等報告書等に含まれていなかった。また、拠出前に合意していた用途から用途が変更されたことが公表されていないイヤーマーク拠出金が1件、拠出前に合意した用途とは別の用途に残余金を振り替えていたことが公表されていないイヤーマーク拠出金が2件見受けられた。

所見：・各府省庁等は、拠出金等に係る情報開示が確実にされるようにすること。また、拠出後に用途を変更した任意拠出金等に関する情報について公表する方法を検討すること